

山陽小野田市議会一般会計予算決算常任委員会運営要綱

平成29年10月26日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市議会委員会条例（平成17年山陽小野田市条例第209号。以下「委員会条例」という。）及び山陽小野田市議会会議規則（平成17年山陽小野田市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に定めるもののほか、一般会計予算決算常任委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分科会の設置等)

第2条 一般会計予算決算常任委員会に会議規則第101条の規定により次の表の左欄に掲げる分科会を置き、その担任事項はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	担 任 事 項
総務文教分科会	総務文教常任委員会が所管する部分
民生福祉分科会	民生福祉常任委員会が所管する部分
産業建設分科会	産業建設常任委員会が所管する部分

(分科会の組織等)

第3条 分科会の委員は、次の各号に掲げる分科会の区分に応じ、当該各号に定める委員会の委員とする。

- (1) 総務文教分科会 総務文教常任委員会
- (2) 民生福祉分科会 民生福祉常任委員会
- (3) 産業建設分科会 産業建設常任委員会

2 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、それぞれ当該分科会に対応する委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

3 分科会長は、分科会の議事を整理し、秩序を保持する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は欠けたときは分科会長の職務を行う。

(分科会の運営等)

第4条 分科会は、分科会長が招集する。

- 2 分科会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 分科会においては、討論及び採決は行わない。
- 4 分科会長は、分科会での審査の内容をまとめ、一般会計予算決算常任委員会で報告するものとする。
- 5 分科会の会議は、原則としてこれを公開する。ただし、分科会の決定により非公開とすることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、分科会の運営については、委員会条例及び会議規則に定める委員会に関する規定を準用する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、一般会計予算決算常任委員会の運営に関し必要な事項は一般会計予算決算常任委員会で定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月30日から施行する。